

高等学校等就学支援金 オンライン申請システム (e-Shien)マニュアル

7月継続届出編 (<mark>認定中</mark>又は<u>支払差止中</u>の生徒)

- ・<u>7月中(学校が定める期日まで)に</u> 必ず入力を完了させてください。
- ・<u>7月以降の継続受給を希望されない</u> 方も入力が必要です。

はじめに

就学支援金(授業料の支援)を7月以降も継続して受給するには、e-Shienでの収入状況届出が必要です。(支払差止中の場合を含む) 継続受給を希望されない場合も、8ページまでの入力をしてください。 その場合、授業料の支払いが必要になります。

目次

1. 収入状況届出の流れ ・・・・・・・・・・・・	<u>P.3</u>
よくあるご質問・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>P.4</u>
2. 操作説明	
2-1. e-Shienにログインする ・・・・・・・・・・・	<u>P. 5</u>
2-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する ・	<u>P.6</u>
2-3. 収入状況の届出をする ・・・・・・・・・・・	<u>P.9</u>
2-4. 保護者等情報の変更の届出をする・・・・・・・・	P.19
2-5. 保護者等情報変更届出(7月)をする・・・・・・	P.36
3. 提出物について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4. システムに関するお問合せについて・・・・・・・・	P.39

※本文中の画面表示は、令和5年11月現在のものです。

事前に用意するもの

- ・パソコン、スマートフォン等
- ・ログインID通知書(学校から配付されたもの)
- ・(自己情報を取得する方のみ)保護者等のマイナンバーカード
- ※ 追加でほかの書類が必要な場合があります。
- e-Shienへのアクセス https://www.e-shien.mext.go.jp/



- 操作手順の説明動画、FAQ等 https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/mushouka/01753.html
- 就学支援金制度の概要 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm
- 就学支援金制度(家計急変支援)の各種資料 https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/mushouka/01754.html



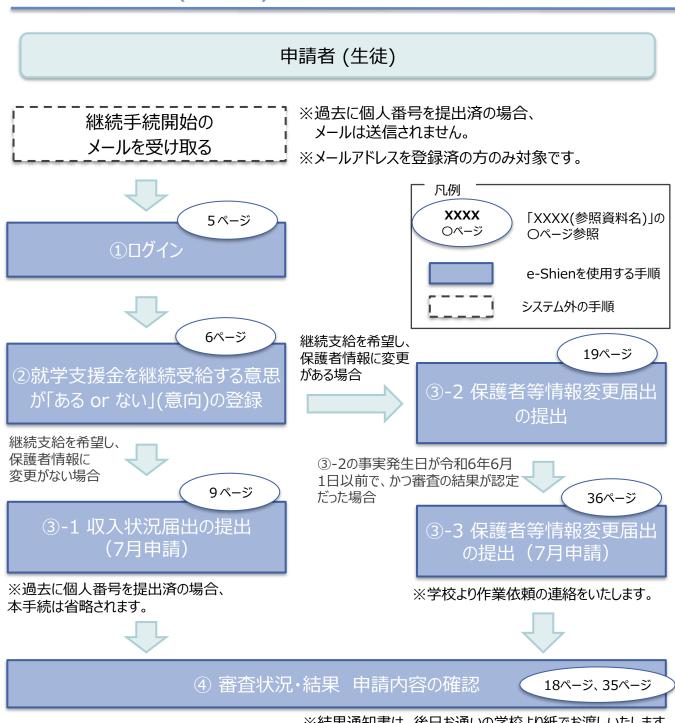


1. 収入状況届出の流れ

全員、必ず7月中(学校の定める期日まで)に入力を行ってください。

e-Shienを利用した収入状況届出の主な流れは以下となります。

収入状況の届出(毎年7月頃)



※結果通知書は、後日お通いの学校より紙でお渡しいたします。

税の申告を行っていない場合、所得確認ができず、支給決定が遅れる場合があります。 必ず事前に申告手続をお願いします。

よくあるご質問

Q1

ログインID通知書をなくしました。/パスワードが分からなくなりました。

A1

お通いの学校事務室へご連絡をお願いします。再発行の手続きをいたします。

Q2

e-Shienに繋がらない。/入力している途中で、接続が切れてしまった。

A2

- 斉に申請を受付している期間は、アクセスが集中し、接続が悪くなることがございます。 申し訳ございませんが、お時間を置いていただいた後に再度e-Shienへログインいただき、お手続きをお願 いします。

Q3

保護者等の情報に変更があるにもかかわらず、継続意向登録時に「保護者等の情報に変更はありませ ん。」を選択してしまった。

A3

本マニュアル16ページAの手順でお手続きをお願いします。

Q4

マイナポータルで自己情報取得中にエラーが発生し、収入状況を提出することができない。

A4

本マニュアル16ページBの手順でお手続きをお願いします。

Q5

届出ができたかどうかを確認したい。

A5

e-Shienへログイン後、ポータル画面の「認定状況」よりご確認いただけます。

収入状況届出/保護者等情報変更届出の右の欄が「審査中」と表示されている場合は、届出が完了し ています。

(マニュアルの18ページ、35ページを参照)

収入状況届出/保護者等情報変更届出の右の欄が空白の場合は、届出ができていません。再度、「継 続届出」の「収入状況届出」又は「保護者等情報変更届出」ボタンより、申請を完了させてください。

Q6

入力内容を修正したい。

A6

はじめに、Q5の手順で、届出が完了しているかをご確認ください。 【審査中と表示されている場合(申請が完了している場合)】 お通いの学校事務室へ連絡してください。 学校事務室で差戻の処理をした後、修正ができるようになります。

【空欄の場合(届出が未完了の場合)】

「継続届出」の「収入状況届出」または「保護者等情報変更届出」ボタンより、入力を再開することができ ます。画面左下の各「戻る」のボタンで修正したい箇所まで戻り、修正後、最後まで入力を進めてください。

Q7

紙での提出物はありますか?

A7

「システム外で提出する」を選択されている方は、書類の提出が必要です。 詳しくは、38ページをご覧ください。

2-1. e-Shienにログインする

e-Shienを使用するために、システムヘログインします。

ログインは、パソコン、スマートフォンから以下のURLを入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。 **回窓**に回

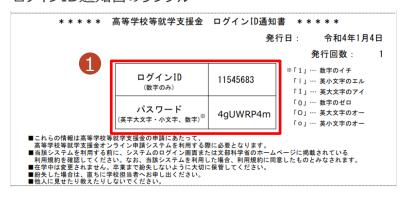
https://www.e-shien.mext.go.jp/

<u>本マニュアルは、パソコンでの操作画面を基に作成しております。</u> スマートフォンからお手続きいただく場合、レイアウトや文言が一部異なる場合があります。

1. ログイン画面



ログインID通知書のサンプル



手順

- ① ログインID通知書を見な がらログインIDとパスワー ドを入力します。
- 2 「ログイン」ボタンをクリック します。 6ページへ
- 3 チャットボットにてe-Shienの操作に関する質問ができます。

- 「パスワードを表示」により 入力したパスワードが確 認できます。
- Ⅲ 表示言語は、"日本語" または"English"が選択 できます。
- e-Shienの「利用規約」を確認できます。
 - ログインIDやパスワードが わからなくなった場合は、 学校に確認してください。
- **№**e-Shienで利用可能な
 OS・ブラウザを確認できます。

2-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する

最初に、受給を継続する意思が「ある or ない」(継続意向) を登録します。

学校から継続意向の再登録を依頼された場合や、継続意向内容を誤った場合に再登録をする場合も、 同様の手順で行います。





2-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する

2. 継続意向登録画面

継続意向登録 継続意向登録 継続意向確認 登録完了 申請育向登録 入力内容確認 確認事項 以下の内容を確認の上、チェックをつけてください。 必須 ✓ 高等学校等就学支援金は,高校等の授業料に対する国からの支援であり,返済不要です。 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は,就学支援金は受給できず,授業料を全額納付する必要がありま 継続意向確認 どちらかを選択してください。 必須 現在認定されており,引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。 受給権を放棄します。 資格消滅通知が送付されます。 保護者等情報の変更について 前回の申請詩から保護者等に変動(離婚, 死別, 養子縁総等)はありますか。 🚉 つあります。 (②以外の理由) 保護者等の変数(成加・開除)が生じる場合 保護者等の課款地、収入状況批批方法等の保証を定案する場合 要計算変支援による再落学校等数学支援会を受給しており、要計算金材理が配当する場合(自参議所することにより要計算金支援の対象外とな 選択の申請内容は、ボータル開始の「対象状況」の対象から確認してください 補足 所得要件により就学支援金に該当 しない方で、自己の責めに帰するこ 関係等の変い物を理由がその表現在 とのできない家計急変事由がある 場合は、学校事務室に連絡してく ださい。 がありません。 受給資格認定申請 (家計急変) ② 必要事等の企動(通知・利用)、課程等、収入状況的出力等 議去に個人番号を提出していない場合で、報酬番号又はメー のご案内をいたします。 入力内容極認

手順

- 2 支給の継続を希望するかどうかを選択します。
 - 就学支援金の支給の継続を希望する場合
 - ➡上部:希望します。
 - 就学支援金の<u>支給の継続を希</u>望しない場合
 - ➡ 下部:受給権を放棄します。
- 3 保護者等の変更有無を選択します。
 - 離婚、再婚等による保護者等の追加・削除がある場合
 - 保護者等の課税地、収入状況 提出方法、生活扶助の受給有 無等の情報に変更がある場合
 □あります。(②以外の理

由)

- 変更がない場合③ありません。
- 4「入力内容確認」ボタンをクリックします。

※世帯構成等によって異なります。

8ページへ

補足

電話番号又はメールアドレスを変更したいときには、過去に個人番号を提出済の場合、「①あります。(②以外の理由)」を選択してください。個人番号を提出していない(自己情報や生活保護受給証明書、課税証明書を提出した)場合には、「③ありません。」を選択してください。

2-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する

3. 継続意向登録確認画面



継続意向登録 継続意向確認 申請意向登録 入力内容確認

...(3)

登録完了

手順

 登録内容が正しいことを 確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。

継続意向確認

現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。

保護者等情報の変更について

ありません。

く 継続意向登録に戻る



本内容で登録する

4. 継続意向登録結果画面

継続意向登録結果



以下の内容で登録されました。 中央の「続けて収入状況届

受付番号を控えていただく必要はありません。

受付番号	申請内容	保護者等情報の変 更について
R-22-086-04-1000-9001	現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金 の支給を受けたいと考えています。	ありません。
くマイページに戻る	1 様けて収入状況扇出を行う)	

※継続意向があり、保護者等に変更がある場合の画面

継続意向登録結果



以下の内容で登録されました。 中央の「続けて保護者等情報変更届出を行う」またはメニューの「保護者等情報変更届出」より、保護者等情報変 更届出を行ってください。



手順

- 1) 継続意向の登録結果が表示 されます。
 - ・継続支給を希望し、保護者 等の情報に変更がない場合
 - → 「続けて収入状況届出を 行う」をクリックします。

9ページへ

- ・継続支給を希望し、保護者 等の情報に変更がある場合
 - → 「続けて保護者等情報変 更届出を行う」をクリックしま す。

19ページへ

- ・継続支給を希望し、過去に 個人番号を提出済の場合
- 継続支給を希望しない場合手続きは完了です。
- 過去に個人番号を提出済みの場合、表示されません。
- (i) 意向登録を間違ってしまった 場合、学校事務室まで連絡し てください。

学校による登録解除後に、再度登録してください。

2-3. 収入状況の届出をする

収入状況の届出を行います。ただし、<u>過去に個人番号を提出済の場合、本手続は不要です</u>。 必要に応じて18ページを参照し、審査状況、審査結果、申請内容を確認してください。

届出には、生徒本人の情報、保護者等情報、収入状況の登録が必要となります。(9~18ページで、各情報の登録方法を説明します。)

1. ポータル画面



2. 収入状況届出 (生徒情報) 画面

収入状況届出(生徒情報)



手順

- 前回の申請時に登録した
 生徒情報が表示されるので、正しいことを確認します。
 - ※府立高校(桃谷高校の通信制以外)はカタカナ表示です。(誤りではありません。)
- ② 「保護者等情報入力」ボ タンをクリックします。

10ページへ

補足

メールアドレスに変更がある場合、この画面で修正します。それ以外に変更がある場合は、学校に連絡してください。

2-3. 収入状況の届出をする

3. 収入状況届出 (保護者等情報) 画面







く 収入状況届出(生徒情報)に戻る



手順

- 1 前回の申請時に登録した保護者等情報が表示されるので、正しいことを確認します。
- ②「入力内容を保存して 収入状況の取得へ進む」 ボタンをクリックします。
 - ・個人番号カードを使用して 自己情報を提出する場合
 - ➡ 11ページへ
 - ・個人番号カードを使用して自己情報を提出しない場合
 - 17ページへ

補足

П

- リメールアドレス、電話番号に変更がある場合、この画面で修正します。それ以外に変更がある場合は、別途「保護者等情報変更届出」を行う必要があるため、本手続を中断し、学校に問い合わせてください。
 - ※ 詳細は 16ページへ
 - ・個人番号カードを使用して自己情報を取得しない場合、「入力内容を保存して確認へ進む」ボタンが表示されます。

2. 操作説明 2-3. 収入状況の届出をする

個人番号カードを使用して 自己情報を提出する場合-1

4. 収入状況届出 (収入状況取得) 画面(1/9)

収入状況届出(収入状況取得) 生徒情報入力 保護者等情報 保護者等情報 入力内容確認 申請完了 収入状況取得 収入状況取得 個人番号カードを使用して自己情報を提出する保護者等について, 1人ずつ情報を取得します。 保護者等情報(1人目) 保護者等情報 (2人目) 支援 姓 < 漢字> 支援 姓 < 漢字> 名〈漢字〉 太朗 名<漢字> 花子 課税所得額 (課税標準額) 課税所得額 (課税標準額) 市町村民税調整控除額 市町村民税調整控除額 所得割額 <道府県民税> 所得割額 <道府県民税> 所得割額 < 市町村民税> 所得割額<市町村民税> 市町村民税均等割額 市町村民税均等割額 扶養控除情報 (特定) 扶養控除情報 (特定) 扶養控除情報 (老人) 扶養控除情報 (老人) 16歳未満扶養者数 16歳未満扶養者数 本人該当区分 (同一生計配 本人該当区分 (同一生計配 偶者) 偶者) 本人該当区分 (控除対象障 本人該当区分 (控除対象障 害者) 害者) 本人該当区分 (控除対象寡 本人該当区分 (控除対象寡 婦・ひとり親) 婦・ひとり親) 生活扶助有無 生活扶助有無 マイナポータルから 個人番号カード事前 個人番号カード事前 マイナポータルから 自己情報を取得する 自己情報を取得する ? パスワードを連続で間違えるとロックされるのでご注意くださ ? パスワードを連続で間違えるとロックされるのでご注意くださ ※ロック解除には市区町村の窓口で手続が必要となります。 ※ロック解除には市区町村の窓口で手続が必要となります。 情報が取得できない場合 情報が取得できない場合 操作中に前の画面に戻る場合 操作中に前の画面に戻る場合 く 収入状況届出(保護者等情報)に戻 入力内容確認 (一時保存)

手順

1個人番号カードをスマートフォン又はICカードリーダライタにかざし、「個人番号カード事前チェック」ボタンをクリックします。

12ページへ

補足

- 端末(パソコン、スマート フォン等)にマイナポータ ルアプリをインストールする 必要があります。
- 下記のサイトよりマイナポータルアプリをダウンロードし、ご使用中の端末にインストールしてください。

【PCの場合】

https://img.myna.go .jp/manual/02/0006. html

【スマートフォンの場合】

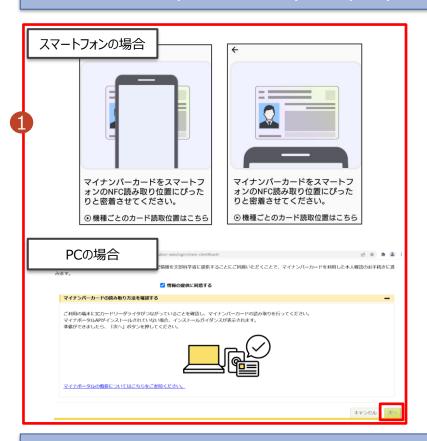
- Android
- https://img.myna.go .jp/manual/02/0026. html
- iPhone

https://img.myna.go .jp/manual/02/0027. html

2-3. 収入状況の届出をする

個人番号カードを使用して 自己情報を提出する場合-2

5. 収入状況届出(収入状況取得)画面(2/9) ※マイナポータルの画面



手順

1【スマートフォンの場合】 スマートフォンを直接、個人番号 カードの上にかざします。(左側 上図参照)

【PCの場合】

ICカードリーダライタをパソコンに接続し、個人番号カードをかざして、「次へ」ボタンをクリックします。(左側下図参照)

補足

うまく読み取れない場合は…

- 一度スマートフォンを離し、再 度近づけてください。
- ICカードリーダライタの接続を 確認してください。

5. 収入状況届出(収入状況取得)画面(3/9) ※マイナポータルの画面



手順

- 1 個人番号カードの券面事項入 力補助用パスワードを入力しま す。
- 2 「OK」ボタンをクリックします。

13ページへ

補足

■ 券面事項入力補助用パスワードは、個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した数字です。

正しいパスワードを入力してもエラーが出る場合、入力した保護者等の生年月日に誤りがある可能性があります。「キャンセル」をクリックし、前画面に戻って生年月日を確認してください。

操作説明 2-3. 収入状況の届出をする

個人番号カードを使用して 自己情報を提出する場合-3

5. 収入状況届出 (収入状況取得) 画面(4/9)



手順

 マイナポータルから自己情報を 取得する」ボタンをクリックします。

補足

以下の操作を行った場合、システム エラーが発生することがあります。正 しい手順を確認してください。

- ・保護者2名分のカードを逆に登録
- ・異なる順番で操作を実施

【正しい手順】

- ①保護者1の事前チェックを実施
- ②保護者1の税額を取得
- ③保護者2の事前チェックを実施

【誤った手順】

- ①保護者1の事前チェックを実施
- ②保護者2の事前チェックを実施
- ③保護者1の税額を取得
- . . .

5. 収入状況届出 (収入状況取得) 画面(5/9) ※マイナポータルの画面



手順

1 内容を確認し、「次へ」ボタンをクリックします。その後、 再度個人番号カードを読み 取ります。

14ページへ

補足

• 個人番号カードの読み取り については、12ページを参照 してください。

2-3. 収入状況の届出をする

個人番号カードを使用して 自己情報を提出する場合-4

5. 収入状況届出(収入状況取得)画面(6/9) ※マイナポータルの画面

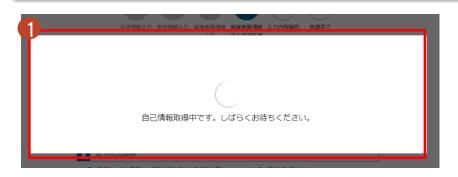


手順

- 1 個人番号カードの利用 者証明用電子証明書パ スワードを入力します。
- 2「OK」ボタンをクリックします。

補足

5. 収入状況届出 (収入状況取得) 画面(7/9) ※マイナポータルの画面



手順

1)自己情報取得中の画面 が表示されるので、完了 するまで待ちます。

- 情報を取得できるまで、 20秒程度かかる場合が あります。エラーが表示さ れていない場合は正常に 処理が行われているため、 このまましばらくお待ちくだ さい。
 - エラーの場合はメッセージ が表示されます (画像は 例)。

- マイナポータルから、一定時間内に自己情報取得に対する応答がありませんでした。取得要求中のため、しばらく待ってから個人番号カードを使用して自己情報を取得するボタンで、取得結果を確認してください。
- マイナポータルから自己情報が取得できませんでした。個人番号カード事前チェックボタンから、再度取得操作を行ってください。

2. 操作説明 2-3. 収入状況の届出をする

個人番号カードを使用して 自己情報を提出する場合-5

5. 収入状況届出 (収入状況取得) 画面(8/9)



手順

1 11~14ページと同様の 手順で、2人目の保護者 等の個人番号カード事 前チェックと自己情報の 取得を行います。

補足

●マイナポータルから取得した自己情報(課税情報等)が転記されます。

く 収入状況居出 (保護者等情報) に戻る

入力内容確認 (一時保存)

5. 収入状況届出 (収入状況取得) 画面(9/9)



手順

1 全員分の収入状況取得後、「入力内容確認 (一時保存)」ボタンを クリックします。

補足

1 クリックすると、申請情報が一時保存され、中断後に再開することができます。再開する場合、ポータル画面から「収入状況届出」ボタンをクリックすると、9ページ「2.収入状況届出(生徒情報)画面」から始まります。

操作説明 2-3.収入状況の届出をする

次に該当する場合は、下記手順で「保護者等情報変更届出」を行ってください。

A:保護者等の変更があるにもかかわらず、**継続意向登録時に** 「③ありません。」と登録してしまった場合

B:マイナポータルで**自己情報取得中にエラーが発生した場合**

- ①学校事務室に、上記AまたはBに該当する旨をご連絡いただき、 収入状況届出を「不受理」していただくよう依頼してください。
- ②学校事務室にて「不受理」が完了したら、再度e-Shienにログインし、「保護者等情報届出」を行ってください。



19ページへ

補足 (Bの場合)

・20ページの「Q.保護者等の変動(追加・削除)はありますか?」では 「保護者等の変動(追加・削除)はありません。」を選択



26ページへ

- ・27ページの画面では、該当の保護者等の収入状況提出方法を「個人 番号を入力する」に変更
- ・「今まで個人番号を提出していない又は提出済個人番号に変更が ある」のチェックボックスに√すると、個人番号入力欄が表示されますの で、12桁のマイナンバーを入力して申請してください。

2-3. 収入状況の届出をする

6. 収入状況届出入力内容確認画面



手順

- 生徒情報、保護者等情報が正しいことを確認します。
- 2 内容を確認し、チェックします。
- ③「本内容で申請する」ボタンをクリックします。

18ページへ

- メールアドレスについての 確認事項は、メールアド レスを入力した場合のみ 表示されます。
- 前の画面の入力内容を 修正する場合、「収入状 況届出(収入状況取得) に戻る」ボタンをクリックし ます。

2-3. 収入状況の届出をする

7. 収入状況届出結果画面





手順

1 届出の登録結果が表示 されます。 以上で収入状況届出は 完了です。審査が完了するのをお待ちください。

補足

- 審査が完了すると、学校から通知書が届きます。 メールアドレスを登録した場合は、審査完了をお知らせするメールも届きます。
- II メールは、「e-shien@ mext.go.jp」から送信 されます。受信拒否設定 等に問題がないかご確認 ください。 送信元が異なるメールが 届いた場合、不審メール の可能性があります。 判断に迷う場合は学校

に問い合わせてください。

8. ポータル画面

認定状況

意向登録状況,及び,毎年度の受給資格の認定状況をご確認いただけます。

項番	申請日	申請名	審査状況	詳細
1	2022年01月04日	申請意向登録	登録済(意向あり)	
2	2022年01月04日	受給資格認定申請	審査中	表示
3	2022年07月01日	申請継続意向登録	登録済(意向あり)	1
4	2022年07月01日	収入状況届出	審査中	表示

手順

1 審査状況、審査結果、 申請内容を確認する場 合は、「表示」ボタンをク リックします。

2-4. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等情報の変更の届出を行います。

保護者等に変更があり追加・削除を行う場合や保護者等の連絡先等の情報を変更する場合、税の更正があった場合等に保護者等情報変更の届出が必要となります。

1. ポータル画面



手順

ポータル画面の「変更手続」タブ内にある「保護者等情報変更届出」ボタンをクリックします。

補足

• 「継続意向確認」から続けて行う場合は、次の「2.保護者等情報変更届出(生徒情報)画面」から始まります。

2. 保護者等情報変更届出 (生徒情報) 画面



手順

- 記入上の注意・留意事項をよく読んでから申請してください。
- 2 前回の申請時に登録した生徒情報が表示されるので、正しいことを確認します。
- (3)「保護者等情報入力」 ボタンをクリックします。

20ページへ

補足

メールアドレスに変更がある場合、この画面で修正します。それ以外に変更がある場合は、学校に連絡してください。

2-4. 保護者等情報の変更の届出をする

3. 保護者等情報変更届出登録画面(1/8)

e-Shi	은	? チャットで質問する ? ヘルブ ? FAQ	手順
1	保護者等情報変更届出登録 生徒情報入力 保護者等情報 保護者等情報 収入状況即 保護者等情報の変更について 保護者等情報の変更について (保護者等情報の変更について (保護者等の変動(追加・削除)はありますか? (保護者等の変動(追加・削除)はありますか? (保護者等の変動(追加・削除)はありますか。 (保護者等の変動(追加・削除)はありますか。 (保護者等の変動(追加・削除)はありません。 (保護者等の変動(追加・削除)はありません。		手順 1 保護者等の人数に変更があるかないかを選択します。 • 保護者等の変動(追加・削除)がある場合 → 21ページへ • 保護者等の変動(追加・削除)がない場合 → 26ページへ

- 前回の申請又は届出の後、保護者等の人数に増減があった場合や、前回申請(又は届出)時の保護者等とは別の方が新たに保護者等になる場合
 - →「保護者等の変動(追加・削除)はあります。」を選択 → 21ページへ
- 保護者等に増減はないが、保護者の情報(課税地、メールアドレス、電話番号、名前)を変更したい場合や、前回はマイナンバーを画面上で入力したが、今回はマイナポータルを利用して収入状況を提出したい場合 等
 - →「保護者等の変動(追加・削除)はありません。」を選択 ➡ 26ページへ

2-4. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等の変動(追加・削除)がある場合の手順は以下のとおりです。

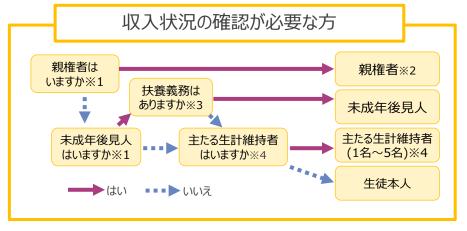
3. 保護者等情報変更届出登録画面(2/8)



手順

- ① 保護者等の変更に合わせて、収入状況の確認が必要な保護者を選択します。
 - •保護者等を追加する場合
 - → 22ページへ
 - •保護者等を**削除**する場合
 - → 25ページへ
 - 登録している保護者等の情報※を変更する場合
 - → 26ページへ
 - ※ メールアドレス、電話番号、 保護者等の名前、課税地又は 福祉事務所設置自治体、収入 状況提出方法のうちいずれか

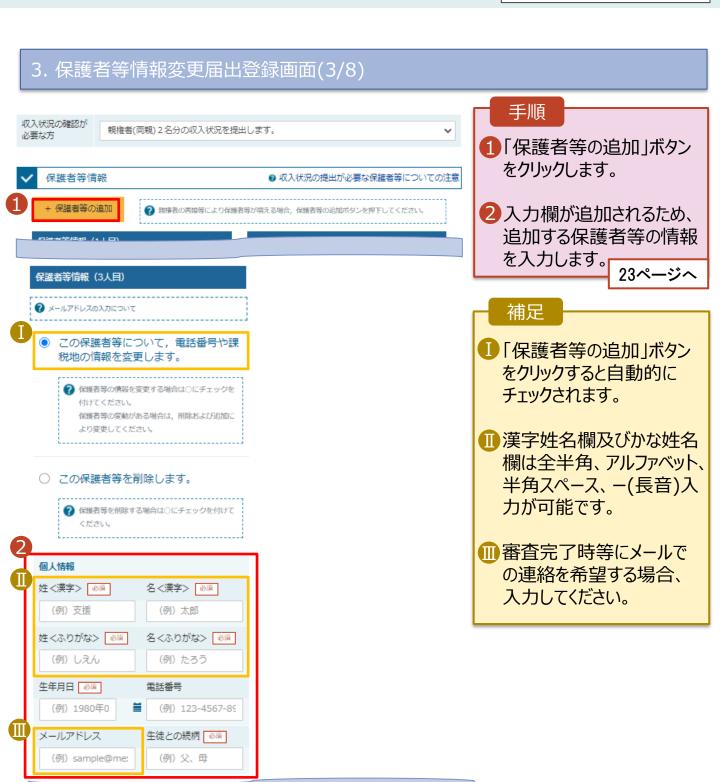
収入状況の確認が必要な方については、以下のフローチャートを確認してください。



- ①選択する回答が分からない場合、左図を参照し、収入状況の確認が必要な方を特定してください。収入状況の確認が必要な保護者等の合計人数に応じて、当てはまる選択肢を選んでください。
- ※1 生徒が成人(18歳以上)である場合、「親権者はいません。」を選択してください。
- ※2 次の場合、該当する親権者の個人番号カード(写)等の提出が不要となる場合があります。
 - ・ドメスティック・バイオレンス等のやむを得ない理由により提出が困難な場合
 - ・日本国内に住所を有したことがない等個人番号の指定を受けていない場合等判断に迷う場合は、学校に御相談ください。
- ※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。
- ※4 生徒が成人(18歳以上)であり、入学時に未成年であった場合は、未成年時の親権者が「主たる生計維持者」に該当します。

2-4. 保護者等情報の変更の届出をする

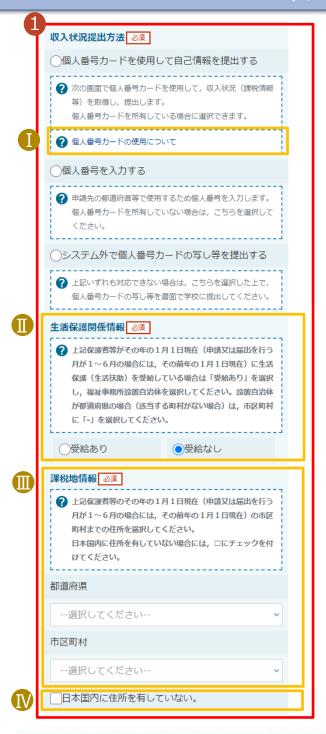
保護者等を追加する 場合-1



2-4. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等を追加する 場合-2

3. 保護者等情報変更届出登録画面(4/8)



入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再添付が必要になります。 未入力項目がないか確認の上、次へ進むためのボタンをクリックしてください。

く 保護者等情報変更届出(生徒情報) に戻る



入力内容を保存して 収入状況の取得へ進む

手順

- いずれか1つの収入状況提出方法、生活保護受給有無、課税 地を選択します。
- ②・個人番号カードを使用して 自己情報を提出する場合 「入力内容を保存して収入状況 の取得へ進む」をクリックします。
 - → 28ページへ
 - ・個人番号を入力する場合
 - → 33ページへ
 - ・システム外で提出する場合 「入力内容確認(一時保存)」を クリックします。
 - → 34ページへ
 - ※原則、自己情報の提出又は個人番号の入力をしてください。

- I 個人番号カードの使用に必要な機器等が確認できます。
- 生活扶助を受けている場合、24 ページを参照してください。
- 課税地は2024年1月1日現在 の住民票を登録している住所です。
- 誤りがあると審査が大幅に遅れることがあります。
- 保護者等が海外に住んでおり、住 民税が課されていない場合に チェックします。 この場合、課税地の選択は不要 です。

2-4. 保護者等情報の変更の届出をする

生活保護(生活扶助) を受給している場合

3. 保護者等情報変更届出登録画面(5/8)



手順

- ①「個人番号を入力する」を選択します。
- 2生活保護関係情報で、「受給あり」を選択します。
- 3福祉事務所設置自治体を選択します。

補足

①「受給あり」を選択すると表示されます。福祉事務所設置自治体は2024年1月1 日現在に生活保護を受けている自治体を選択してください。

【参考:福祉事務所一覧】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsui te/bunya/hukushi kaigo/seikatsuhogo/fu kusijimusyo/index.html

□「受給あり」を選択した場合、「課税地情報」の欄は非表示になります。この場合、課税地の選択は必要ありません。

2-4. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等を削除する 場合

3. 保護者等情報変更届出登録画面(6/8)



手順

- 保護者等を削除する場合、チェックします。
- ② 正しい保護者等情報入 力欄にチェックしていること を確認し、「入力内容確 認(一時保存)」ボタンを クリックします。

34ページへ

補足

I 削除対象ではない保護 者等の情報を変更したい 場合はチェックします。 変更方法の詳細は26 ページを参照してください。

2-4. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等の情報を 変更する場合-1

3. 保護者等情報変更届出登録画面(7/8)



手順

① 以前登録した情報が表示されているので、変更する情報を入力します。

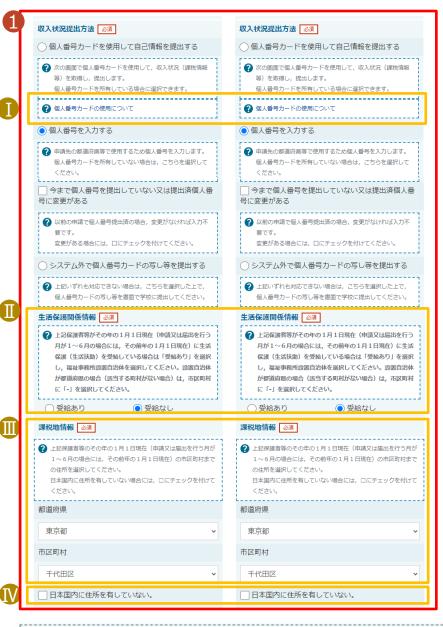
27ページへ

- 漢字姓名欄及び、かな姓 名欄は全半角、アルファ ベット、半角スペース、一 (長音)の入力が可能です。
- ■審査完了時等にメールでの連絡を希望する場合、 入力してください。

2-4. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等の情報を 変更する場合-2

3. 保護者等情報変更届出登録画面(8/8)



入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再添付が必要になります。 未入力項目がないか確認の上、次へ進むためのポタンをクリックしてください。

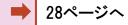
く 保護者等情報変更届出(生徒情報)に戻る



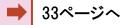
手順

- 1 必要な変更を行います。
- 「個人番号カードを使用して自 己情報を提出する」を選択した 場合

「入力内容を保存して収入状況の取得へ進む」をクリックします。



 「個人番号を入力する」を選択した上で、「今まで個人番号を 提出していない又は提出済個 人番号に変更がある」にチェックした場合



• <u>上記以外</u>の場合 「入力内容確認(一時保存)」を クリックします。

→ 34ページへ

※原則、自己情報の提出又は 個人番号の入力をしてください。

- 個人番号カードの使用に必要な機器等が確認できます。
- 生活扶助を受けている場合、24ページを参照してください。
- 課税地は2024年1月1日現在 の住民票を登録している住所です。
- (!) 誤りがあると審査が大幅に遅れることがあります。

2-4. 保護者等情報の変更の届出をする

個人番号カードを 使用して自己情報 を提出する場合-1

4. 保護者等情報変更届出 (収入状況取得) 画面(1/9)

保護者等情報変更届出(収入状況取得) 生徒情報入力 保護者等情報 保護者等情報 入力内容確認 申請完了 収入状況取得 ↑ 申請情報 2022年01月07日 届出日 ? 本届出を提出する日を入力してください ・ ただし,再婚等により世帯の所得が増える変更がある場合は,再婚等の事由が発生した日を入力してください。 収入状況取得 個人番号カードを使用して自己情報を提出する保護者等について、1人ずつ情報を取得します。 保護者等情報(1人目) 保護者等情報(2人目) 姓<漢字> 姓〈漢字〉 支援 支援 名<漢字> 太朗 花子 名<漢字> 課税所得額 (課税標進額) 課税所得額 (課税標進額) 市町村民税調整控除額 市町村民税調整控除額 所得割額 <道府県民税> 所得割額 <道府県民税> 扶養控除情報 (老人) 扶養控除情報 (老人) 16歳未満扶養者数 16歳未満扶養者数 本人該当区分(同一生計配 本人該当区分(同一生計配 本人該当区分(控除対象障 本人該当区分(控除対象障 本人該当区分(控除対象寡 本人該当区分(控除対象寡 婦・ひとり親) 婦・ひとり親) 生活扶助有無 生活扶助有無 個人番号カード事前 マイナポータルから マイナポータルから 自己情報を取得する 自己情報を取得する ? パスワードを連続で間違えるとロックされるのでご注意くださ ? パスワードを連続で間違えるとロックされるのでご注意くださ ※ロック解除には市区町村の窓口で手続が必要となります。 ※ロック解除には市区町村の窓口で手続が必要となります。 (2) 情報が取得できない場合 (2) 情報が取得できない場合 ② 操作中に前の画面に戻る場合 操作中に前の画面に戻る場合 保護者等情報変更届出(保護者等情 報)に戻る

手順

- 1 届出日をカレンダーから選択します。
- ②個人番号カードをスマート フォン又はICカードリーダラ イタにかざし、「個人番号 カード事前チェック」ボタンを クリックします。

29ページへ

補足

- 自己情報の取得が必要な 保護者等が表示されます。
 - 端末(パソコン、スマート フォン等)にマイナポータル アプリをインストールする必 要があります。
 - 下記のサイトよりマイナポータルアプリをダウンロードし、 ご使用中の端末にインストールしてください。

【PCの場合】

https://img.myna.go.j p/manual/02/0006.ht ml

【スマートフォンの場合】

Android

https://img.myna.go.j p/manual/02/0026.ht ml

iPhone

https://img.myna.go.j p/manual/02/0027.ht ml

2-4. 保護者等情報の変更の届出をする

個人番号カードを 使用して自己情報 を提出する場合-2

4. 保護者等情報変更届出 (収入状況取得) 画面(2/9) ※マイナポータルの画面



手順

1【スマートフォンの場合】 スマートフォンを直接、個人番号 カードの上にかざします。(左側 上図参照)

【PCの場合】

ICカードリーダライタをパソコンに接続し、個人番号カードをかざして、「次へ」ボタンをクリックします。(左側下図参照)

補足

うまく読み取れない場合は…

- 一度スマートフォンを離し、再 度近づけてください。
- ICカードリーダライタの接続を 確認してください。

4. 保護者等情報変更届出(収入状況取得)画面(3/9) ※マイナポータルの画面



手順

- 1 個人番号カードの券面事項入 カ補助用パスワードを入力しま す。
- OK」ボタンをクリックします。

30ページへ

補足

予面事項入力補助用パスワードは、個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した数字です。

正しいパスワードを入力してもエラーが出る場合、入力した保護者等の生年月日に誤りがある可能性があります。「キャンセル」をクリックし、前画面に戻って生年月日を確認してください。

2-4. 保護者等情報の変更の届出をする

個人番号カードを 使用して自己情報 を提出する場合-3

4. 保護者等情報変更届出 (収入状況取得) 画面(4/9)



手順

1 「マイナポータルから自己情報を 取得する」ボタンをクリックします。

補足

以下の操作を行った場合、システム エラーが発生することがあります。正 しい手順を確認してください。

- ・保護者2名分のカードを逆に登録
- ・異なる順番で操作を実施

【正しい手順】

- ①保護者1の事前チェックを実施
- ②保護者1の税額を取得
- ③保護者2の事前チェックを実施

【誤った手順】

- ①保護者1の事前チェックを実施
- ②保護者2の事前チェックを実施
- ③保護者1の税額を取得

. . .

4. 保護者等情報変更届出 (収入状況取得) 画面(5/9) ※マイナポータルの画面



手順

1 内容を確認し、「次へ」ボタンをクリックします。その後、 再度個人番号カードを読み 取ります。

31ページへ

補足

• 個人番号カードの読み取り については、29ページを参照 してください。

2-4. 保護者等情報の変更の届出をする

個人番号カードを 使用して自己情報 を提出する場合-4

4. 保護者等情報変更届出 (収入状況取得) 画面(6/9) ※マイナポータルの画面



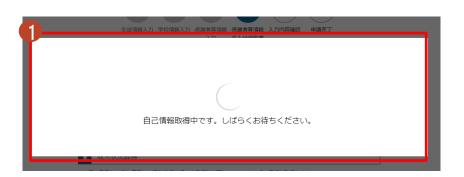
手順

- 1個人番号カードの利用者 証明用電子証明書パス ワードを入力します。
- OK」ボタンをクリックします。

補足

①利用者証明用電子証明書パスワードは、個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した数字であり、29ページで入力したものと同じです。

4.保護者等情報変更届出(収入状況取得)画面(7/9)※マイナポータルの画面



- マイナポータルから、一定時間内に自己情報取得に対する応答がありませんでした。取得要求中のため、しばらく待ってから個人番号カードを使用して自己情報を取得するボタンで、取得結果を確認してください。
- マイナポータルから自己情報が取得できませんでした。個人番号カード事前チェックボタンから、再度取得操作を行ってください。

手順

1)自己情報取得中の画面 が表示されるので、完了 するまで待ちます。

32ページへ

補足

情報を取得できるまで、 20秒程度かかる場合が あります。エラーが表示されていない場合は正常に 処理が行われているため、 このまましばらくお待ちください。

エラーの場合はメッセージ が表示されます (画像は 例)。

保護者等情報(1人目)

2-4. 保護者等情報の変更の届出をする

個人番号カードを 使用して自己情報 を提出する場合-5

4. 保護者等情報変更届出 (収入状況取得) 画面(8/9)



手順

1 28~31ページと同様の 手順で、2人目の保護者 等の個人番号カード事 前チェックと自己情報の 取得を行います。

補足

- マイナポータルから取得した自己情報(課税情報等)が転記されます。
 - ・エラーが発生する場合は 16ページへ

4. 保護者等情報変更届出 (収入状況取得) 画面(9/9)

保護者等情報(2人目)



手順

全員分の収入状況取得後、「入力内容確認 (一時保存)」ボタンを クリックします。

34ページへ

補足

①クリックすると、申請情報 が一時保存され、中断 後に再開することができま す。

2-4. 保護者等情報の変更の届出をする

個人番号を入力する場合で、<u>今回初めて個人番号を提出するか、提出済の個人番号に</u>変更がある場合の手順は以下のとおりです。

5. 保護者等情報変更届出登録画面



手順

- 1 個人番号カード等で本人 確認を行い、保護者等の 個人番号を入力します。
- 2 課税地が選択されていることを確認します。
- (3)「入力内容確認(一時保 存)」ボタンをクリックします。

34ページへ

補足

- ! 生徒本人の個人番号を入力した場合のみ表示されます。学校等で本人確認を行うため、個人番号カード等の画像をアップロードしてください。
- Ⅲ 生活扶助を受けている場合、24ページを参照してください。
- ◆ 誤りがあると審査が大幅に 遅れることがあります。
- 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合、チェックします。チェックした場合、課税地の選択は不要です。

(一時保存)

2-4. 保護者等情報の変更の届出をする

6. 保護者等情報変更届出登録確認画面



手順

- 生徒情報、保護者等情報を確認します。
- ②内容を確認し、チェックします。
- ③「本内容で申請する」ボタンをクリックします。

35ページへ

- メールアドレス、個人番号 についての確認事項は、 それぞれの情報を入力し た場合のみ表示されます。
- 前の画面の入力内容を修正する場合、「保護者等情報変更届出(保護者等情報)に戻る」ボタンをクリックします。

2-4. 保護者等情報の変更の届出をする

7. 保護者等情報変更届出結果画面





手順

1 届出の登録結果が表示 されます。 以上で保護者等情報変 更届出は完了です。審査 が完了するのをお待ちくだ さい。

補足

- ・事査が完了すると、学校から通知書が届きます。 メールアドレスを登録した場合は、審査完了をお知らせするメールも届きます。
- ボールは、「e-shien@ mext.go.jp」から送信 されます。受信拒否設定 等に問題がないかご確認 ください。送信元が異なるメールが

の可能性があります。 判断に迷う場合は学校 に問い合わせてください。

届いた場合、不審メール

8. ポータル画面

認定状況

意向登録状況,及び,毎年度の受給資格の認定状況をご確認いただけます。

項番	申請日	申請名	審査状況	詳細
1	2022年01月04日	申請意向登録	登録済(意向あり)	
2	2022年01月04日	受給資格認定申請	審査中	表示
3	2022年07月01日	申請継続意向登録	登録済(意向あり)	
4	2022年07月01日	収入状況届出	審査完了	表示
5	2022年09月01日	保護者等情報変更届 出	審査中	表示

手順

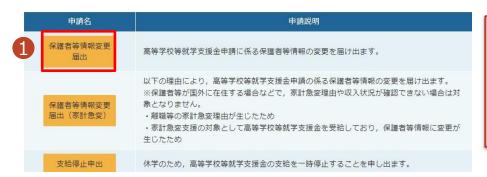
審査状況、審査結果、 申請内容を確認する場合は、「表示」ボタンをク リックします。

2-5. 保護者等情報変更届出(7月)をする

19ページから35ページにおいて、令和6年6月1日以前に事実発生した保護者等の追加・削除を行い、かつ審査結果が認定だった場合に必要な、令和6年7月以降の認定の可否について審査するための作業です。

8月中旬ごろ、学校より入力の指示がありましたら、下記手順に従って届出を行ってください。





手順

ポータル画面の「変更手続」タブ内にある「保護者等情報変更届出」ボタンをクリックします。

2. 保護者等情報変更届出 (生徒情報) 画面



手順

- 前回の申請時に登録した生徒情報が表示されるので、正しいことを確認します。
 - ※府立高校(桃谷高校の 通信制以外)はカタカナ表 示です。(誤りではありませ ん。)
- ② 「保護者等情報入力」 ボタンをクリックします。

37ページへ

2-5. 保護者等情報変更届出(7月)をする

3. 保護者等情報変更届出登録画面(1/8)



手順

- ①「保護者等の変動はありません」を選択します。
- ② ·個人番号カードを使用して 自己情報を提出する場合
 - → 28ページへ
 - ・個人番号を入力する場合
 - → 33ページへ
 - ・システム外で提出する場合
 - → 34ページへ
 - ※原則、自己情報の提出又は 個人番号の入力をしてください。

3. 提出物について

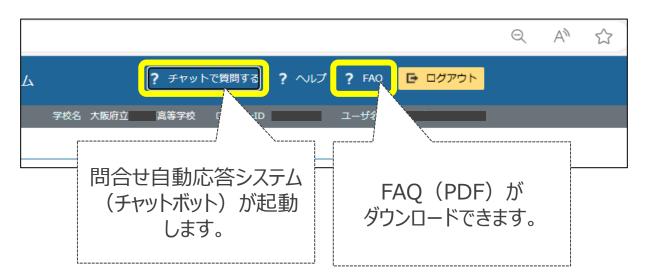
◆ 基本的には、システム外での提出物はありません。

ただし、収入状況の提出方法を「システム外で提出する」を選択した方は、学校事務室まで生活保護受給証明書等、必要書類を書類を提出してください。

提出方法や締め切りは、 学校事務室の指示に従ってください

4. システムに関するお問合せについて

(1)基本的な操作方法や質問については、 <u>チャットボット</u>又は<u>FAQ</u>をご活用ください。



(2)チャットボットで問題が解決しない場合、<u>文部科学省</u> ヘルプデスクにメールで問い合わせることができます。

補足

問合せ先メールアドレスや 送信方法については、ヘル プデスク利用マニュアル (申請者向け)をご確認 ください。

